

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日翌日  
翌日翌日  
翌日翌日  
翌日翌日)

## 目 次

◇ 告 示 新たに生じた土地の確認(地方課)

町の区域の変更(〃)

県自然環境保全地域の指定予定(自然保護課)

県自然環境保全地域に関する保全計画の決定予定(〃)

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

土地改良事業の工事の完了(〃)

公有水面の埋立てに関する埋立地の用途の変更等の許可申請(漁港課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

## 告 示

鳥取県告示第六百二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認

した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置(昭和六十二年十二月三十日現在の地番による。)

新たに生じた土地の面積

境港市麦垣町字川向前三三三三の一四、三三三三の一五、三三三五の二〇から三三三五の二三まで、三三六三の五及びこれらと一体をなす国有地  
麦垣町字下灘二八九の一三、二八九の一五、二九七の一八及びこれらと一体をなす国有地  
小篠津町字御崎灘二五七の一四、二六五の五、二六五の一〇及びこれらと一体をなす国有地  
財ノ木町字中灘二三六の一、二、三、四の一三及びこれらと一体をなす国有地  
財ノ木町字上灘一一の一五、一一の一六及びこれらと一体をなす国有地  
佐斐神町字砂浜ノ一の一四、一の一五、一の一八から一の一〇まで、一の一三及びこれらと一体をなす国有地  
佐斐神町字砂浜ノ二八の一〇、一三の五、一三の六、一三の一〇、一三の一、一三の一四、一三の一七及びこれらと一体をなす国有地  
佐斐神町字砂浜ノ三一九の二、一九の五から一九の七まで、一九の一、二、五の一〇及びこれらと一体をなす国有地の地先

一三、四七八・六  
六平方メートル

鳥取県告示第六百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町 の名称	同上の区域（昭和六十二年十二月三十日現在の地番による。）
表垣町	表垣町の全域 表垣町字川向前三三三三の一四、三三三三の一五、三三三三の二〇から三三三五の二三まで、三三三三の五及びこれらと一体をなす国有地の地先の土地 表垣町字下灘二八九の一三、二八九の一五、二九七の一八及びこれらと一体をなす国有地の地先の土地
小篠津町	小篠津町の全域 小篠津町字御崎灘二五七の一四、二六五の五、二六五の一〇及びこれらと一体をなす国有地の地先の土地
財ノ木町	財ノ木町の全域 財ノ木町字中灘二二六の二二、二二六の一三及びこれらと一体をなす国有地の地先の土地 財ノ木町字上灘一一の一五、一一の一六及びこれらと一体をなす国有地の地先の土地
佐斐神町	佐斐神町の全域 佐斐神町字砂浜ノ一 一の四、一の五、一の二八から一の

二〇まで一の二三及びこれらと一体をなす国有地の地先の土地  
 佐斐神町字砂浜ノ二 八の一〇、一三の五、一三の六、一三の一〇、一三の一二、一三の一四、一三の一七及びこれらと一体をなす国有地の地先の土地  
 佐斐神町字砂浜ノ三 一九の二、一九の五から一九の七まで、一九の一二、二五の一〇及びこれらと一体をなす国有地の地先の土地

鳥取県告示第六百二十四号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十三条第一項の規定に基づき、県自然環境保全地域を指定する予定であるので、同条例第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 県自然環境保全地域の名称  
北村権現県自然環境保全地域
- 二 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域  
八頭郡河原町大字北村字下笹原四九二一及び四九二二、字権現九四三一一、字権現向四九〇の一部、四九〇次三、四九一及び四九一一三の各一部、四九一次三、四九一一四、四九一一五及び四九一一九から四九一一二までの各一部、四九一一二から四九一一二七まで、

四九一―二八、四九一―三〇、四九一―三二及び四九一―三三の各一部並びに四九一―三四から四九一―三七まで並びに宇船谷ヨリ下笹原八九二―一の一部、八九二―一〇三及び八九二―一〇四（面積三・〇ヘクタール）

三 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧場所

鳥取県衛生環境部自然保護課及び河原町役場

四 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧期間

昭和六十三年六月二十四日から二週間

鳥取県告示第六百二十五号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十四条第一項の規定に基づき、北村権現県自然環境保全地域に関する保全計画を定める予定であるので、同条第四項において準用する同条例第十三条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保全計画の決定の案の概要

1 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、<sup>そ</sup>叢を中心としてアサダ、ヤブツバキ、シナノガキ等が自生するなど、自然性と特異性を有する群落的なまとまりを示しており、

また、露岩と瀬の組合せによる優れた自然環境を呈する溪流もある。特に、アサダは、鳥取県では比較的にまれな植物である。

このように、本地域は、貴重な植物の自生地であるので、その一部を特別地区に指定し、適正な保全を図る。

2 特別地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名 称	区 域	面 積
北村権現特別地区	八頭郡河原町大字北村字下笹原四九二―一及び四九二―二並びに字権現九四三―一	一・八ヘクタール

3 保全のための規制に関する事項

鳥取県自然環境保全条例第十六条第三項に規定する木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区 域	伐採の方法及び限度
2の特別地区の区域	アサダ、ヤブツバキ及びシナノガキは、原則として禁伐とし、その他の立木については、三〇パーセント以内の択伐により伐採できるものとする。

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の種類	位 置	工 種
標 識	八頭郡河原町大字北村地内	新 設

二 保全計画の決定の案の縦覧場所

鳥取県衛生環境部自然保護課及び河原町役場

三 保全計画の決定の案の縦覧期間

昭和六十三年六月二十四日から二週間

鳥取県告示第六百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東鴨土地改良区の定款の変更を昭和六十三年六月二十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
用瀬町	補足農業構造改善事業美成（上浜）地区農道整備	昭和六十二年三月二十五日
"	美成地区暗きよ排水	昭和六十二年三月二十八日
"	農道整備	昭和六十二年十二月十五日
"	農道整備と農用地造成を一体としたもの	昭和六十三年三月二十日

鳥取県告示第六百二十八号

公有水面の埋立てに関し、埋立地の用途の変更等の許可申請があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条の二第二項において準用する同法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その申請書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間、鳥取県農林水産部漁港課及び青谷町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 申請人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和六十年九月二十日 鳥取県指令受漁港第四十二号

三 埋立区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字青谷字赤鯛五五四一―三から同大字字夏泊五五一七までの地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と1―1の地点を直線で結んだ線、1―1の地点から1―4の地点までを順次に直線で結んだ線、1―4の地点と2の地点を直線で結んだ線、2の地点から5の地点までを順次に通る昭和五十九年の秋分の日満潮位における公有水面と陸地との境界線、5の地点から8の地点までを順次に直線で結んだ線及び8の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 夏泊港防波堤灯台(北緯三五度三一分三八秒東経一三四度〇〇分一秒)から一七四度三〇分二四・四〇メートルの地点

ルの地点

1―1の地点 1の地点から五七度〇〇分七九・〇〇メートルの地点

点

1―2の地点 1―1の地点から一四七度〇〇分三三・一〇メートルの地点

の地点

1―3の地点 1―2の地点から五七度〇〇分二八・〇〇メートル

の地点

1―4の地点 1―3の地点から三二七度〇〇分三三・一〇メートル

の地点

2の地点 1―4の地点から五七度〇〇分三一・〇〇メートルの地点

点

3の地点 2の地点から一三八度〇〇分三九・三〇メートルの地点

4の地点 3の地点から一八四度三〇分六〇・〇〇メートルの地点

5の地点 4の地点から二四五度四五分九三・二〇メートルの地点

6の地点 5の地点から三一六度二〇分一四・四〇メートルの地点

7の地点 6の地点から二七〇度〇〇分一〇・七〇メートルの地点

8の地点 7の地点から二二四度〇〇分三三・八〇メートルの地点

(三) 面積

一〇、五四一・二三平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字青谷字赤鯛五五四一―二地先から同大字字夏泊一九六七―二地先までの陸地及びそれらの地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からエの地点までを順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 夏泊港防波堤灯台から一〇度〇〇分九〇・〇〇メートル

の地点

イの地点 アの地点から一四七度三〇分三七〇・〇〇メートルの地点

点

ウの地点 イの地点から二三七度〇〇分二一〇・〇〇メートルの地  
点

エの地点 ウの地点から三二七度〇〇分三八〇・〇〇メートルの地  
点

(三) 面積

七八、九八〇・二四平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地 約〇・七〇〇ヘクタール

漁港関連施設用地 約〇・三五四ヘクタール

五 申請年月日

昭和六十三年三月二十四日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に  
関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の  
規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に關す  
る規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によ  
り告示する。

昭和六十三年六月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

遊技機の種類

型 式

製 造 業 者 名

ばちんこ遊技機	フォートレスP-1五	株式会社ソフィア
	ガオスP-1二	
	大工さんP-1三	
	スリーパー	
	ゴールドセバート一	
	アメリカン三	株式会社大一商會
	アメリカン四	
	ブラボーキッド	
	スパンキー七	
	アルカディア	平和工業株式会社
	ニューオリオンB	
	サーベルジャガー	
	コメット	株式会社三星
	ドラゴンI	
ファイアーフォックスIII	株式会社ニユーギン	
パニックロボ二号		
ガリバー	株式会社北電子	
アメリカーナX二		

回胴式遊技機

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】